

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	D X 課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	株式会社デジタルアライアンス
契約名	山梨県情報ハイウェイ等保守管理業務委託
契約金額 (税込み)	108,755,900 円
随意契約理由	<p>地域間の情報通信格差の是正、地上デジタル放送への対応、行政系ネットワークの整備の推進及び地域産業の振興を目的として、山梨県で光ファイバ網を整備し、I R U 契約により株式会社デジタルアライアンスへ光ファイバの貸付を行っている。</p> <p>株式会社デジタルアライアンスは、県から借り受けた光ファイバと自ら整備した通信機器を組み合わせ「山梨県情報ハイウェイ（高速情報通信基盤）」を構築し、電気通信事業を営んでいる。</p> <p>電気通信事業法第 4 1 条において、「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定されている。このため、株式会社デジタルアライアンスは、県から借り受けた光ファイバと自ら整備した通信機器を一体として保守管理し、障害発生時の緊急対応を含め、情報ハイウェイの効率的な運営管理及び安定運用を図る必要がある。</p> <p>本契約は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「既に契約を締結した特定役務（既契約特定役務）に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達」であり、当該既契約特定役務の契約相手以外の者から調達をした場合、既存役務（情報ハイウェイの保守管理業務）の便益を著しく損なう恐れがあることから、株式会社デジタルアライアンス以外に本業務を実施することはできない。</p>
随意契約の適用条項	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当